

3 消安第 956 号
令和 3 年 5 月 17 日

一般社団法人 全国植物検疫協会
会長 花島 陽治 殿

農林水産省消費・安全局長

コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細
則の一部改正について（通知）



今般、コロンビア側から、コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウ生果実の輸入に
係るこん包の表示に関する変更の通知がありました。

このため、「コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実
施細則」（平成 21 年 10 月 20 日付け 21 消安第 6670 号消費・安全局長通達）を別紙のと
おり一部改正するので、お知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。

「コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成21年10月20日付け21消安第6670号消費・安全局長通達）の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>5 表示 告示7の表示は、次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</p> 	<p>5 表示 告示7の表示は、次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</p> 

附 則

この改正は、通知の日から施行する。